

沖縄県指定難病医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱

令和4年11月30日制定

(趣旨)

第1条 知事は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令121号）第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「難病指定医等」という。）が作成する臨床調査個人票のオンライン登録を行うために必要な、指定難病患者データベースに接続するためのシステム環境整備等を行う事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業者は、沖縄県内に所在する難病指定医等の勤務する、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関」という。）のうち、知事が適当と認めるものとする。

2 この補助金の対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする医療機関は、交付申請書（第1号様式）を知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 知事は、前条による交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、この補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第5条 知事はこの補助金の交付の決定をする場合において、規則第5条第1項に定めるもののほか、次の条件を附するものとする。

- (1) この補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (3) この事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) この補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、知事に速やかに報告するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付決定を受けた医療機関（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請を取下げようとする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に交付申請取下げ書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、事業変更（中止・廃止）申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第4条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(中止又は廃止の承認申請)

第8条 補助事業者が、この補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（第4号様式）を事業を完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の3月20日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の規定に基づく実績報告等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、この補助金を交付するものと認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第4条の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、規則、本要綱、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項に基づく返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の精算払い)

第12条補助事業者は、第10条の補助金の額が確定した後に、補助金精算払い請求書（第5号様式）を知事に提出するものとする。

附則

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。

別表（第2条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 医療機関あたり 100,000円	臨床調査個人票の電子化等の環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金	2分の1

- (1) 別表の第1 欄に定める基準額と第2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基本額とする。
- (3) 交付基本額に第3 欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。この場合において、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。